

内閣参質一六四第二二二号

平成十八年二月二十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇千景殿

参議院議員白眞勲君提出スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(*)

(*)

参議院議員白眞勲君提出スマトラ島沖大地震及びインド洋津波被害に対する二国間無償資金協力に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘の二国間無償資金協力（以下「本無償資金協力」という。）によつて供与された百四十六億円（以下「本資金」という。）が独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）に対して支払われていないのは、JICAが実施した御指摘の緊急開発調査が本無償資金協力とは別にJICAの技術協力業務の一環として実施されたものであり、これに必要な経費についてはJICA運営費交付金が充てられているためである。

一の2について

平成十八年二月一日現在、JICAの職員はバンダ・アチエには駐在していないが、JICAの在インドネシア事務所職員が同地に交替で一名出張している。

一の3について

JICAの職員のバンダ・アチエでの活動は、本無償資金協力の実施に関するものではないため、その

経費は、本資金からは支払われない。バンダ・アチエにおけるJICAの職員は、JICAの実施する事業である緊急開発調査の管理を主たる目的として滞在しているため、必要な経費は、JICA運営費交付金から支払われている。

二の1から3までについて

財団法人日本国際協力システム（以下「JICS」という。）は、インドネシア国家開発企画庁及び財務省と調達代理契約を締結しており、この契約で合意されている調達代理手数料は、本無償資金協力に係る業者との契約金額に二ペーセントを乗じて得た金額に、管理費二千万円及び事務所維持費五百万円を合計した金額であると承知している。JICSが受領する調達代理手数料の最終的な合計額は、本無償資金協力に係る業者との契約の締結がすべて完了しなければ確定せず、平成十八年二月二十日現在までに、合計九千百十七万三千三百三十三円の調達代理手数料が平成十七年十月七日及び平成十八年二月十日に支払われたと承知している。

調達代理手数料は、JICSが調達代理業務を実施する際に必要となる人件費、旅費、現地事務所の維持管理費、通信連絡費等の費用に充てられるものであり、本無償資金協力の規模等を勘案して適正に設定され

ているものと承知している。

G

G